

令和 8 年度 8 月補正

恵那市予算書及び説明書

一 般 会 計

目 次

令和 8 年度 8 月補正

1 一般会計補正予算		3
------------	-------	---

承第 5 号

専決処分の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和8年8月27日提出

恵那市長 小坂 喬峰

専第12号

令和8年度恵那市一般会計補正予算（第3号）

令和8年度恵那市の一般会計補正予算（第3号）を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分をする。

令和8年8月19日専決

恵那市長 小坂 喬峰

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1,400千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 31,172,441千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
20 繰越金		506,215	1,400	507,615
	1 繰越金	506,215	1,400	507,615
歳 入 合 計		31,171,041	1,400	31,172,441

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
10 教 育 費		3,054,472	1,400	3,055,872
	6 保健体育費	1,259,470	1,400	1,260,870
歳 出 合 計		31,171,041	1,400	31,172,441

予算説明書

(歳 出)

[illegible]

(単位：千円)

[illegible]

2 歳 入

(款) 20 繰越金
(項) 1 繰越金

款 項 目				補正前の額	補 正 額	計
20			繰越金	506,215	1,400	507,615
	1		繰越金	506,215	1,400	507,615
		1	繰越金	506,215	1,400	507,615

(一般会計)

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 前年度繰越 金	1,400	

3 歳 出

(款) 10 教 育 費
(項) 6 保健体育費

款 項 目				補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
							特定財源	一般財源
10			教 育 費	3,054,472	1,400	3,055,872		1,400
	6		保健体育費	1,259,470	1,400	1,260,870		1,400
		1	スポーツ推 進費	115,900	1,400	117,300		1,400

(一般会計)

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
10 需 用 費	150	○ スポーツツーリズム推進事業費	1,400
		消耗品費	150
12 委 託 料	160	事業運営委託料	160
		事務用備品購入費	150
17 備品購入費	150	補助交付金	940
18 負担金補助 及び交付金	940		